

法令試験問題

事業者名 及び 受験者氏名		採点	
---------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は15時間とすること。
()
- (2) 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。
()
- (3) 旅客自動車運送事業者は、その住所が変更になった場合、その所有する事業用自動車について、道路運送車両法の規定に基づき、変更登録の申請をしなければならない。
()
- (4) 事業者は、旅客に対し收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。ただし、天災の場合はこの限りではない。
()
- (5) 事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。
()
- (6) 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、単純な価格比較での選定を促すことを目的としている。
()

(7) 事業者は、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。
()

(8) 事業者が、その事業計画を変更しようとするときに、認可を受けなければならない場合がある。では、下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。

- ①営業区域の変更 ()
- ②営業所の位置の変更 ()
- ③営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更 ()
- ④自動車車庫の位置及び収容能力の変更 ()
- ⑤事業休止の再開 ()

(9) 事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。
()

(10) 事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。
()

(11) 事業者は、苦情の申し出を受け付けた場合には、法令で定められた必要な事項を営業所ごとに記録し、かつ、一年間保存しなければならない。その法令で定められた必要な事項を下記から選び、正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。

- ①苦情に対する弁明の内容 ()
- ②改善措置 ()
- ③苦情処理を行った営業所名 ()
- ④管轄運輸支局への連絡状況 ()

(12) 事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。なお、その内容を国土交通大臣に報告する義務はない。
()

(13) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。
()

【選択問題】

次の文章の（ ）の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

- (1) 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日

- (2) 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、道路運送の（ ）の利益を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって（ ）を増進する事を目的とする。

ア. 事業者 イ. 運行管理者 ウ. 利用者 エ. 運転技術 オ. 運行の安全
カ. 公害の防止 キ. 適正な運営 ク. 乗務員 ケ. 公共の福祉 コ. 収益

- (3) 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、（ ）以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

ア. 十五日 イ. 三十日 ウ. 六十日

- (4) 事業者は、法令により定められた報告書を、決められた時期に提出しなければなりません。では、事業者が提出する下記の報告書の、報告期間と提出時期を下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

- ①事業報告書：報告期間（ ）に係るものを提出時期（ ）に提出
②輸送実績報告書：報告期間（ ）に係るものを提出時期（ ）に提出

<報告期間>

- ア. 毎事業年度
イ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間
ウ. 前年4月1日から3月31日迄の期間
エ. 前年10月1日から9月30日迄の期間

<提出時期>

- オ. 毎事業年度の経過後100日以内 カ. 毎年7月31日まで
キ. 毎事業年度の経過後120日以内 ク. 毎年5月31日まで

(5) 貸切バスの運転者は、事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、() に対し適切な防護措置をとらなければなりません。

ア. 旅客 イ. 列車 ウ. バス

(6) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、() かつ懇切な取扱いをしなければならない。

ア. 公平 イ. 親切 ウ. 丁寧

(7) 旅客自動車運送事業者は、() 以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

ア. 二月 イ. 六月 ウ. 一年

(8) 事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の() を記載した() を発行しなければならない。

ア. 領収証 イ. 公示額 ウ. 支払時期 エ. 運送引受書 オ. 運行指示書 カ. 計算基礎 キ. 適用方法 ク. 見積額

(9) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを() の日から一年間保存しなければならない。

ア. 運送の申し込み イ. 運送の引き受け ウ. 運送の終了

(10) 自動車運送事業の用に供する自動車は() ごとに定期点検整備をしなければならない。

ア. 三ヶ月 イ. 六ヶ月 ウ. 一年

(11) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、() に運行指示書を作成する。

ア. 運転者ごと イ. 車両ごと ウ. 運行ごと

(12) 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地() その営業区域他に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く)をしてはならない。

ア. のいずれもが イ. のどちらかが ウ. に関係なく

【筆記問題】

(1) 次に列記したものは、一般貸切旅客自動車運送事業に従事する従業員のうち、その者に義務づけられた業務内容を示したものである。その者の正式名称を答えなさい。

- ・乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること
- ・事業用自動車の運転者に対し、乗務記録を作成させ、保存すること
- ・必要がある場合は、事業用自動車に非常信号用具を備えること
- ・運転者の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと

答. _____

- ・日常点検の実施方法を定めること
- ・日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること
- ・整備の実施計画を定めること
- ・自動車車庫を管理すること

答. _____

(2) 事業者が事業用自動車内に掲示しなければならない事項は、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の運転者その他の乗務員の氏名のほか何か。1つ記入しなさい。

答. _____

法令試験問題 模範解答

事業者名 及び 受験者氏名		採点	
---------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

1点×20=20点

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は15時間とすること。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項) (×)
- (2) 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。(道路運送法第7条) (×)
- (3) 旅客自動車運送事業者は、その住所が変更になった場合、その所有する事業用自動車について、道路運送車両法の規定に基づき、変更登録の申請をしなければならない。(道路運送車両法第12条) (○)
- (4) 事業者は、旅客に対し収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。ただし、天災の場合はこの限りではない。(道路運送法第10条) (×)
- (5) 事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。(運輸規則第38条) (○)
- (6) 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、単純な価格比較での選定を促すことを目的としている。(輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインI-1-(1)) (×)

- (7) 事業者は、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。(運輸規則第24条)
(○)
- (8) 事業者が、その事業計画を変更しようとするときに、認可を受けなければならない場合がある。では、下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。(道路運送法第15条)
- ①営業区域の変更 (○)
 - ②営業所の位置の変更 (○)
 - ③営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更 (×)
 - ④自動車車庫の位置及び収容能力の変更 (○)
 - ⑤事業休止の再開 (×)
- (9) 事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。(運輸規則第15条)
(○)
- (10) 事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。(道路運送法第25条)
(○)
- (11) 事業者は、苦情の申し出を受け付けた場合には、法令で定められた必要な事項を営業所ごとに記録し、かつ、一年間保存しなければならない。その法令で定められた必要な事項を下記から選び、正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。(運輸規則第3条)
- ①苦情に対する弁明の内容 (○)
 - ②改善措置 (○)
 - ③苦情処理を行った営業所名 (×)
 - ④管轄運輸支局への連絡状況 (×)
- (12) 事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。なお、その内容を国土交通大臣に報告する義務はない。(運輸規則第47条の7)
(×)
- (13) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)
(○)

【選択問題】

次の文章の（ ）の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

1点×17=17点

- (1) 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（イ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。（道路運送車両法第52条）

ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日

- (2) 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、道路運送の（ウ）の利益を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって（ケ）を増進する事を目的とする。（道路運送法第1条）

ア. 事業者 イ. 運行管理者 ウ. 利用者 エ. 運転技術 オ. 運行の安全
カ. 公害の防止 キ. 適正な運営 ク. 乗務員 ケ. 公共の福祉 コ. 収益

- (3) 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、（イ）以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。（事故報告規則3条）

ア. 十五日 イ. 三十日 ウ. 六十日

- (4) 事業者は、法令により定められた報告書を、決められた時期に提出しなければなりません。では、事業者が提出する下記の報告書の、報告期間と提出時期を下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。（報告規則第2条及び次表）

- ①事業報告書：報告期間（ア）に係るものを提出時期（オ）に提出
②輸送実績報告書：報告期間（ウ）に係るものを提出時期（ク）に提出

<報告期間>

- ア. 毎事業年度
イ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間
ウ. 前年4月1日から3月31日迄の期間
エ. 前年10月1日から9月30日迄の期間

<提出時期>

- オ. 毎事業年度の経過後100日以内 カ. 毎年7月31日まで
キ. 毎事業年度の経過後120日以内 ク. 毎年5月31日まで

(5) 貸切バスの運転者は、事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、(イ)に対し適切な防護措置をとらなければなりません。(運輸規則第50条)

ア. 旅客 イ. 列車 ウ. バス

(6) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、(ア)かつ懇切な取扱いをしなければならない。(運輸規則2条)

ア. 公平 イ. 親切 ウ. 丁寧

(7) 旅客自動車運送事業者は、(ア)以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。(運輸規則36条)

ア. 二月 イ. 六月 ウ. 一年

(8) 事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の(カ)を記載した(ア)を発行しなければならない。(運輸規則第10条)

ア. 領収証 イ. 公示額 ウ. 支払時期 エ. 運送引受書 オ. 運行指示書 カ. 計算基礎 キ. 適用方法 ク. 見積額

(9) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを(ウ)の日から一年間保存しなければならない。(運輸規則第7条の2)

ア. 運送の申し込み イ. 運送の引き受け ウ. 運送の終了

(10) 自動車運送事業の用に供する自動車は(ア)ごとに定期点検整備をしなければならない。(道路運送車両法48条)

ア. 三ヶ月 イ. 六ヶ月 ウ. 一年

(11) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、(ウ)に運行指示書を作成する。(運輸規則28条の2)

ア. 運転者ごと イ. 車両ごと ウ. 運行ごと

(12) 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地(ア)その営業区域他に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く)をしてはならない。(道路運送法20条)

ア. のいずれもが イ. のどちらかが ウ. に関係なく

